

「日の出町いじめ防止基本方針」にかかわる対応

1 日の出町いじめ問題対策連絡協議会の設置（町条例第11条）

町は、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、委員会、学校、児童相談所、法務局、警察署その他の関係者により構成される「日の出町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という）を置く。協議会は次に掲げる事項について協議する。

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関および団体の連携に関する事項
- ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

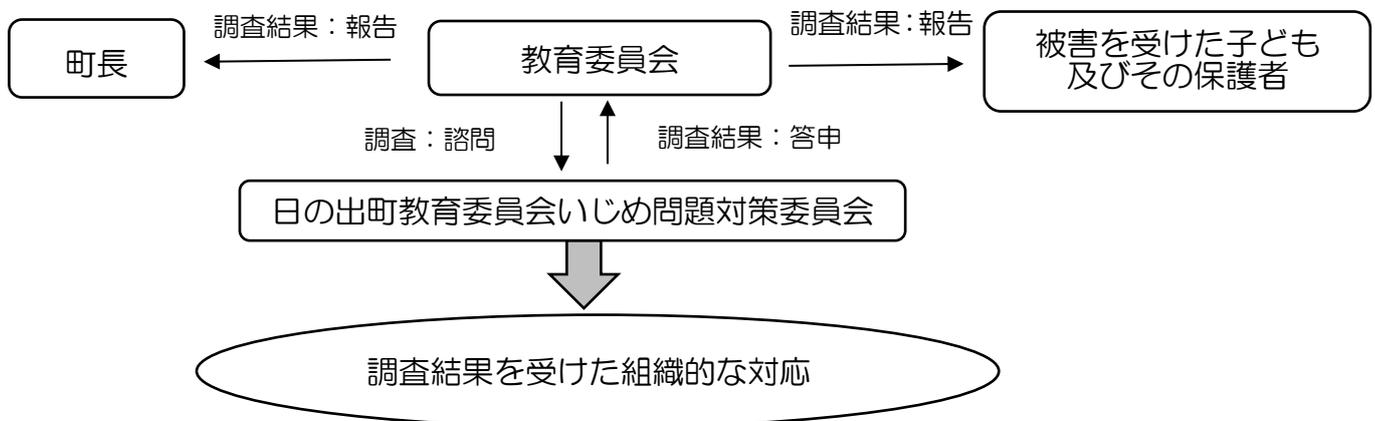
2 日の出町教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（町条例第12条）

委員会と協議会との円滑な連携の下に、基本方針にもとづく町におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、委員会の附属機関として、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、警察署その他の関係者により構成される日の出町教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置くことができる。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・いじめの防止等のための対策の推進について調査・審議、答申。
- ・法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る調査。

○関係機関等の関係図



- ・同委員会は、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な外部有識者で構成され、教育委員会からの諮問に応じて、調査結果を教育委員会に答申する。
- ・重大事態の内容によっては、日の出町教育委員会いじめ問題対策委員会を設置する。

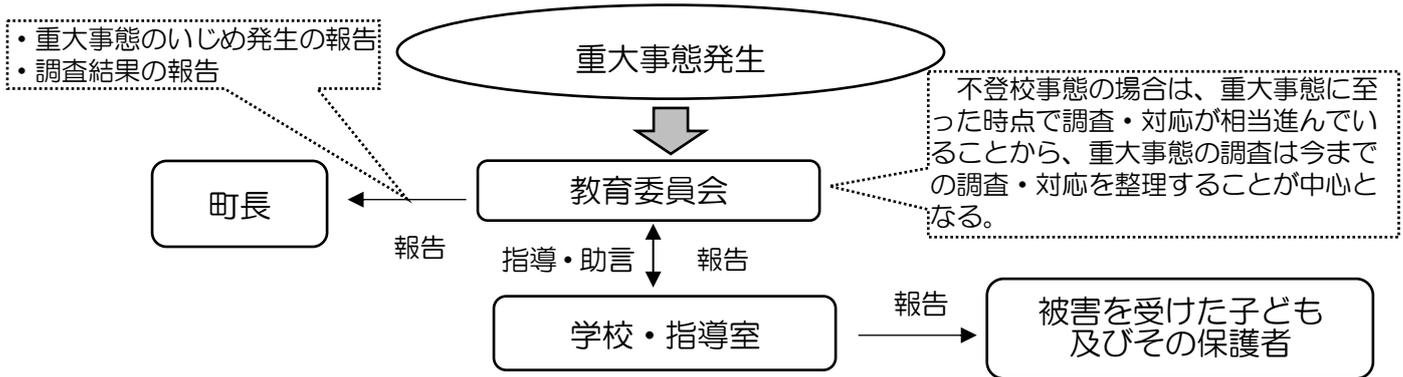
3 重大事態への対処

○重大事態の意味

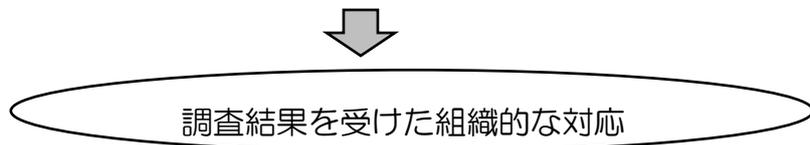
いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合をいう。「生命、心身または財産に重大な被害が発生した場合」は、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

なお、調査結果を始めとした学校・指導室の対応状況は、随時、教育委員会に報告し指導助言を受け、町長に報告する。

○関係機関等の関係図



- 重大事態の内容によっては、日の出町教育委員会いじめ問題対策委員会を設置する。
(日の出町教育委員会いじめ問題対策委員会については「第2章 いじめの防止等に関する具体的な取組」の「3」を参照)
- 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方に意見を聞く場合もある。



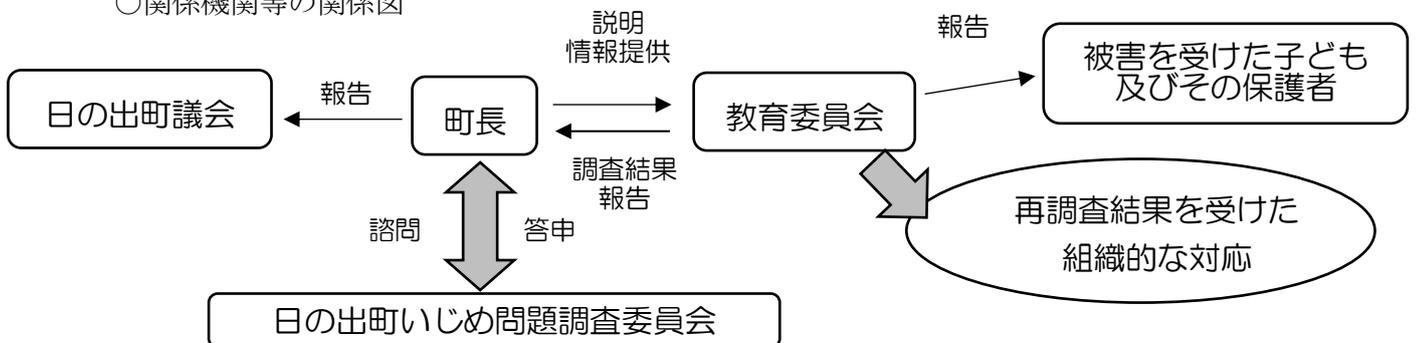
4 町長の諮問による再調査

町長は、学校で重大事態が発生し、教育委員会より報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、町長の附属機関として「日の出町いじめ問題調査委員会」(町条例第15条)を設置することができる。また、対策委員会の答申の内容について再調査を行うことができる。

○町長が再調査を検討する場合

- 調査時に知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又はその事実に関して十分な調査が尽くされていない場合
- 事前に被害を受けた子どもと保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- 学校・指導室の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- 調査した者の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

○関係機関等の関係図



- 町長の附属機関で、学識経験者を有する方、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方によって構成される。
- 町長は「日の出町いじめ問題調査委員会」の設置及び同委員会から答申された調査結果について、日の出町議会に報告しなければならない。